

2011年8月31日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県委員会
東日本大震災・原発事故対策本部
本部長 久保田 仁
日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
幹事長 藤川 淑子

東日本大震災・原発事故に関する申し入れ（第23次）

東京電力は、8月30日に、福島第1原子力発電所の事故による賠償金支払いについて、算定基準や支払期日などについて発表しました。

発表された「賠償基準」は、8月5日に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会がまとめた中間指針にそって示されたものです。

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針そのものが、原発事故によって長期にわたって地元を離れざるを得なくなり、避難生活を余儀なくされている住民、放射能汚染によって自主避難している県民、放射能の不安を抱えながら生活を余儀なくされているすべての県民に対して、精神的損害を含めて、全面的に賠償するものではなく、その枠内での東京電力の賠償基準は、とうてい受け入れられるものではありません。

県知事を先頭に、一貫して国に対して、原子力災害にともなう損害賠償、地域再生のために、国に対して「特別法制定」を要請し、すべての県民への賠償責任を果すことを求めてきています。

県として、こうした状況を踏まえ、以下の点について、対策を講じられるよう申し入れます。

記

1、東電、政府に対して、原発事故にともなうすべての損害、負担、精神的損害を含めて、すべての県民に対して責任を持って全面的な損害賠償を行うよう、県民の怒りを代弁して強く求めること。

2、東京電力が今回明らかにした「賠償基準」では、極めて不十分な内容であることを、福島県として、県内外に発信して、全面的な損害賠償になるよう訴えること。

以 上